

第三十八号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年十月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「百分の百」を「百分の五十」に改め、同項第二号中「百分の百三十五」を「百分の百十五」に改め、同項第三号中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改め、同項第四号中「百分の百六十五」を「百分の二百」に改め、同項第五号中「百分の百八十」を「百分の百四十」に改め、同項第六号中「百分の百六十五」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「五十」を「四十一・二五」に改める。

第六条第一項第一号中「百分の百四十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「百分の百九十」を「百分の百六十五」に改め、同項第三号中「三十年」を「二十五年」に、「百分の二百」を「百分の百七十五」に改め、同項第四号中「三十一年」を「二十六年」に、「三十三年」を「三十四年」に、「百分の百五十」を「百分の百六十」に改め、同項第五号中「三十四年」を「三十五年」に、「百分の六十」を「百分の九十」に改め、同条第二項中「五十九・二」を「四十九・五五」に改める。

第十条第一項中「に対して、次項の規定により付与された数のうち、評価期間におけるものを合計したものに第六項」を「の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が

属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、第六項に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第一号区分 三百六十
- 二 第二号区分 三百
- 三 第三号区分 二百四十
- 四 第四号区分 百八十五
- 五 第五号区分 百六十五
- 六 第六号区分 百五十
- 七 第七号区分 百三十
- 八 第八号区分 零

第十条第二項中「任命権者は、職員に対し、当該職員が属する次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める数（以下「ポイント」という。）を會計年度ごとに確定し、これを付与する。この」を「前項の」に、「職員に、休職月等」を「退職した者に休職月等」に、「当該ポイント」を「ポイント」に改め、各号を削る。

第十条第三項中「前項各号」を「第一項各号」に改める。

第十一条第四項中「（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）」を削る。

附則に次の五項を加える。

（平成二十五年四月一日以後に退職する者に支給する退職手当の調整額に係る経過措置）

9 退職した者が江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（平成二十五年三月江戸川区条例第 号）による改正前の第十条第一項及び第二項の規定により付与したポイント（平成二十五年四月一日以後に都職員等から引き続き新たに職員となつた者にあつては、区規則で定めるところにより付与したものを含む。以下「確定ポイント」という。）を有する場合であつて、確定ポイントに第十条第六項に定める退職手当の調整額の単価（附則第十二項及び附則第十三項において「単価」という。）を乗じて得た額（以下「旧調整額」という。）が同条第一項の規定により計算した退職手当の調整額（次項の規定に該当する者にあつては、同項に規定するポイントにより計算した額）を超えるときは、第十条第一項及び次項の規定にかかわらず、旧調整額をその者の退職手当の調整額とする。

10 第十条の規定の適用を受ける者で、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に退職したもののポイントについては、同条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数をその者のポイントとする。

一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間 次に掲げ

る区分に応じ、それぞれ次に定める点数

イ 第一号区分 二百八十

ロ 第二号区分 二百二十六・七

ハ 第三号区分 百七十三・四

ニ 第四号区分 百二十一・七

ホ 第五号区分 百一・七

ヘ 第六号区分 九十

ト 第七号区分 七十六・七

チ 第八号区分 零

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間 次に掲げ

る区分に応じ、それぞれ次に定める点数

イ 第一号区分 三百二十

ロ 第二号区分 二百六十三・四

ハ 第三号区分 二百六・七

ニ 第四号区分 百五十三・四

ホ 第五号区分 百三十三・四

ヘ 第六号区分 百二十

ト 第七号区分 百三・四

チ 第八号区分 零

11 前二項の規定は、附則第三項の規定に該当する者に対して支給する退職手当の調整額の計算について準用する。

12 平成二十五年四月一日以後に退職（第五条第一項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成十九年度以前において職員の給与に関する条例第五条第一項第一号に規定する行政職給料表（二）（以下「行政職給料表（二）」という。）の適用を受け、かつ、第十条第一項第八号に掲げる区分に該当する期間（以下「対象期間」という。）を有する場合は、対象期間一年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数（当該対象期間中に第十条第四項に規定する休職月等がある場合及び区規則で定める事由がある場合にあつては、区規則で定めるところにより必要な調整を行つた点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間 二十

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間 四十

三 平成二十七年四月一日以後の期間 六十

13 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表（二）の職務の級が二級（平成十七年三月三十一日以前の期間にあつては、三級）以上であつた期間（その者が都職員等として引き続きいた在職期間を有する場合にあつては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であつた期間）を有する

ときは、対象期間一年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に  
じ当該各号に定める点数（当該対象期間中に第十条第四項に規定する休職月等  
がある場合及び区規則で定める事由がある場合にあつては、区規則で定めると  
ころにより必要な調整を行った点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得  
た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間 六・七

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間 十三・四

三 平成二十七年四月一日以後の期間 二十

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（退職手当の基本額に係る経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区職員の退職手当に関する条例（以下「改正  
後の条例」という。）第五条第一項の規定に該当する者のうち、この条例の施  
行の日（以下「施行日」という。）から平成二十七年三月三十一日までの間  
（以下「経過措置期間」という。）に退職したものに対して支給する退職手当  
の基本額（改正後の条例第四条の三に規定する退職手当の基本額をいう。以下  
同じ。）については、改正後の条例第五条第一項の規定にかかわらず、次の各

号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める額をもつて、その者に支給する退職手当の基本額とする。

一 施行日から平成二十六年三月三十一日までの間 退職日給料月額（改正後の条例第五条第一項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。）に、その者の勤続期間に応じて付則別表第一の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間 退職日給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第二の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

3 改正後の条例第六条第一項及び第七条第一項の規定に該当する者のうち、経過措置期間に退職したものに対して支給する退職手当の基本額については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める額をもつて、その者に支給する退職手当の基本額とする。

一 施行日から平成二十六年三月三十一日までの間 退職日給料月額（改正後の条例第七条の三に規定する者にあつては、同条の規定により計算した額。以下「最終給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて付則別表第三の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間 最終給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第四の支給率の欄に定める数を

付則別表第2（付則第2項関係）

勤続期間	支給率
1年	0.66
2年	1.33
3年	2.00
4年	2.66
5年	3.33
6年	4.00
7年	4.66
8年	5.33
9年	6.00
10年	6.66
11年	7.88
12年	9.10
13年	10.31
14年	11.53
15年	12.75
16年	14.28
17年	15.81
18年	17.35
19年	18.88
20年	20.41
21年	22.36
22年	24.31
23年	26.26
24年	28.21
25年	30.16
26年	31.70
27年	33.23
28年	34.76
29年	36.30
30年	37.83
31年	39.08
32年	40.33
33年	41.58
34年	42.83
35年	44.08
36年以上	44.16

付則別表第1（付則第2項関係）

勤続期間	支給率
1年	0.83
2年	1.66
3年	2.50
4年	3.33
5年	4.16
6年	5.00
7年	5.83
8年	6.66
9年	7.50
10年	8.33
11年	9.61
12年	10.90
13年	12.18
14年	13.46
15年	14.75
16年	16.26
17年	17.78
18年	19.30
19年	20.81
20年	22.33
21年	24.13
22年	25.93
23年	27.73
24年	29.53
25年	31.33
26年	33.00
27年	34.66
28年	36.33
29年	38.00
30年	39.66
31年	41.11
32年	42.56
33年	44.01
34年	45.46
35年	46.91
36年以上	47.08

4  
 乗じて得た額  
 前二項の規定は、改正後の条例第七条の四第一項、第八条、第九条、第十八条第四項並びに附則第三項及び第五項の規定に該当する者に対して支給する退職手当の基本額の計算について準用する。

付則別表第 4 ( 付則第 3 項関係 )

勤続期間	支給率
1 年	1.03
2 年	2.06
3 年	3.10
4 年	4.13
5 年	5.16
6 年	6.20
7 年	7.23
8 年	8.26
9 年	9.30
10 年	10.33
11 年	12.06
12 年	13.80
13 年	15.53
14 年	17.26
15 年	19.00
16 年	20.83
17 年	22.66
18 年	24.50
19 年	26.33
20 年	28.16
21 年	30.00
22 年	31.83
23 年	33.66
24 年	35.50
25 年	37.33
26 年	39.06
27 年	40.80
28 年	42.53
29 年	44.26
30 年	46.00
31 年	47.56
32 年	49.13
33 年	50.70
34 年	51.96
35 年以上	52.76

付則別表第 3 ( 付則第 3 項関係 )

勤続期間	支給率
1 年	1.21
2 年	2.43
3 年	3.65
4 年	4.86
5 年	6.08
6 年	7.30
7 年	8.51
8 年	9.73
9 年	10.95
10 年	12.16
11 年	13.98
12 年	15.80
13 年	17.61
14 年	19.43
15 年	21.25
16 年	23.16
17 年	25.08
18 年	27.00
19 年	28.91
20 年	30.83
21 年	32.75
22 年	34.66
23 年	36.58
24 年	38.50
25 年	40.41
26 年	42.28
27 年	44.15
28 年	46.01
29 年	47.88
30 年	49.75
31 年	51.28
32 年	52.81
33 年	54.35
34 年	55.28
35 年以上	55.98

(説明)

退職手当において、民間水準との均衡を図るとともに、在職期間中の職務及び  
職責に応じた貢献度をより一層反映させるため、その支給率及び調整額に関する  
規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。